

公 示

指定整備事業者の行政処分について …… 2
(コスモ石油販売株式会社)

指定整備事業者の行政処分について …… 3
(株式会社ENEOSフロンティア)

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

コスモ石油販売株式会社
代表取締役 石本 耕二
東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

コスモ石油販売株式会社 鶴ヶ島整備工場
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷643番地43
認証番号 第4-5436号
指定番号 関東指第4-1397号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和6年11月15日 から
令和6年12月14日 まで 30日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年11月15日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ENEOSフロンティア
代表取締役 石川 正之
東京都港区芝公園二丁目4番1号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

(1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター
東京都町田市小山ケ丘3丁目2番18号
認証番号 第1-10832号
指定番号 関東指第1-3394号

(2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター
東京都世田谷区北烏山6丁目1番1号
認証番号 第1-10982号
指定番号 関東指第1-3395号

3. 処分の内容

(1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター

- ①指定自動車整備事業の指定の取消し
取消年月日 令和6年11月15日
- ②自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和6年11月15日
教習修了番号 第36712号
第41012号
第81290号

(2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター

- ①指定自動車整備事業の指定の取消し
取消年月日 令和6年11月15日
- ②自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和6年11月15日
教習修了番号 第49458号
第62967号
第69806号
第81830号

4. 処分の理由

- (1) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 多摩境車検センター
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反
- (2) 株式会社ENEOSフロンティア Dr. Drive 烏山車検センター
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反

令和6年11月15日

関東運輸局長 藤田 礼子